

○高島市公金管理委員会設置要綱

平成19年10月23日

訓令第27号

改正 平成24年4月1日／訓令／病院訓令／第1号

(設置)

第1条 高島市の公金の管理および運用に関し必要な事項を協議するため、高島市公金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公金の管理および運用の基準に関すること。
- (2) 公金預入金融機関の経営状況の把握に関すること。
- (3) 公金預入金融機関の破綻に備えた対応策に関すること。
- (4) その他公金の管理および運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 会計管理者
- (4) 総務部財政課長
- (5) 産業経済部商工振興課長
- (6) 上下水道部経営課長
- (7) 高島市民病院経営企画課長
- (8) 陽光の里事務長
- (9) その他市長が必要と認める者

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長1人を置く。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、第3条第4号から第10号までに掲げる者の所属する部署の職員のうち必要な者に対し、委員会の会議へ

の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この訓令は、平成19年10月23日から施行する。

付 則(平成24年4月1日／訓令／病院訓令／第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。